

「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画
第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）【素案】」に係る
パブリックコメントの実施結果及び町の考え方

「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画 第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するにあたり、三股町まちづくり基本条例第22条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し町民等から意見等の募集を行いました（パブリックコメント手続き）。

については、実施結果及び町の考え方を公表します。

なお、記載した意見等は趣旨を損なわないように要約をしました。また、同じ趣旨を持つ意見等は集約するとともに、まとめて町の考え方を記載しています。

(1) 募集期間

令和元年12月19日 [木] ~ 令和2年1月17日 [金]

(2) 意見等の提出状況

提出方法	提出人数 (人)	意見等数 (件)	区分		
			1. 計画の表記 (字句訂正等を 含む)に関する 意見等	2. 計画に記載 する事業・取り 組みに関する意 見等	3. 計画に直接 関わらない意見 等
持参	0	0	0	0	0
電子メール	0	0	0	0	0
ファクシミリ	1	5	0	5	0
郵便	0	0	0	0	0
計	1	5	0	5	0

(3) 意見等と町の考え方

区分／項目	該当ページ	意見等番号	意見等の要約（件数）	町の考え方 （修正する場合はその案）
区分1. 計画の表記（字句訂正等を含む）に関する意見等				
意見等なし				

区分／項目	該当ページ	意見等番号	意見等の要約（件数）	町の考え方 （修正する場合はその案）
区分2. 計画に記載する事業・取り組みに関する意見等				
<p>■第3章 実施状況 >2 重点施策ごとの主な事業・取組の実施状況</p> <p>■第5章 基本目標ごとの取組 >基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり >1 妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援</p>	49 ・ 70	1	<p>三股町では新生児・乳児訪問の全例（初産・経産）に助産師が関わっている。助産師による育児支援は、母乳育児の向上や虐待予防にもつながると思われるので継続してほしい。 （1件）</p>	<p>【新生児・妊産婦訪問指導事業（乳幼児全戸訪問事業）について】 本計画では当該事業を「乳幼児の健康づくり」の主な事業・取組と位置づけていますが、ご指摘の効果が高い点も認識しており、継続の方向性で引き続き事業・取組を実施します。</p>
<p>■第3章 実施状況 >2 重点施策ごとの主な事業・取組の実施状況</p> <p>■第5章 基本目標ごとの取組 >基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり >1 妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援</p>	49 ・ 70	2	<p>1歳までの乳児健診で実施している小児科医師の診察と助産師の乳房ケアは、乳児の成長発達の診察とともに母乳育児の支援に有効であるので継続してほしい。 （1件）</p>	<p>【乳幼児健診（集団）事業、母乳育児相談事業（おっぱい相談）について】 本計画では当該事業を「乳幼児の健康づくり」の主な事業・取組と位置づけていますが、ご指摘の効果が高い点も認識しています。特に、母乳育児相談は本町の特長的な事業・取組でもあると考えますので、継続の方向性で引き続き実施します。</p>
<p>■第5章 基本目標ごとの取組 >基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり >1 妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援</p>	69	3	<p>三股町は子育てしやすいまちとして、今後も社会全体で子育てを応援する体制づくりを希望する。そのために、子育て世代包括支援センターを設置し関連機関とのコーディネーターとして助産師を配置してほしい。 （1件）</p>	<p>【子育て世代包括支援センター事業について】 本計画では当該事業を「妊娠・出産に関する支援の充実」の主な事業・取組と位置づけ、令和2年度の開始を検討しています。当該事業は妊娠・出産にとどまらず、児童の月齢や成長段階、家庭環境等に応じ幅広く（包括して）対応（支援）することを想定している点が特徴でもあります。事業内容を十分鑑みて適格なコーディネーターの配置を検討していきます。</p>
<p>■第5章 基本目標ごとの取組 >基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり >1 妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援</p>	69	4	<p>産後ケアについて。デイ（日帰り型）だけでなくステイ（宿泊型）も受けられるよう、助成金を予算化してほしい。 （1件）</p>	<p>【妊娠・出産包括支援事業について】 本計画では当該事業を「妊娠・出産に関する支援の充実」の主な事業・取組と位置づけ、令和2年度の開始を検討しています。内容の拡充については、効果の測定や利用者のご意見等を踏まえながら検討していきます。</p>

区分／項目	該当ページ	意見等番号	意見等の要約（件数）	町の考え方 （修正する場合はその案）
区分2. 計画に記載する事業・取り組みに関する意見等				
■第5章 基本目標 ごとの取組 >基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり >1 学校の教育環境づくり	79	5	思いがけない妊娠の予防、命の大切さ、人権尊重のために、助産師による性教育が有効であるので、小学校・中学校での性教育実施を予算化してほしい。 (1件)	【性に関する教育講演会について】 本計画では当該事業を「子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育」の主な事業・取組と位置づけています。すでに中学校においては実施しており、小学校においても、学習指導要領に基づき取り組んでいるところです。重要な課題でもあるため、さらに有効な方法について、検討していきたいと考えます。

区分／項目	該当ページ	意見等番号	意見等の要約（件数）	町の考え方 （修正する場合はその案）
区分3. 計画に直接関わらない意見等				
意見等なし				

補足（用語説明）
<p>【子育て世代包括支援センター】 母子保健法（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機能・役割を有していることが特徴です。</p> <p>【子育て支援センター】 子育て中にある親子の交流の場の提供や交流の促進を図るほか、地域の子育て関連情報の収集や提供、子育てに関する相談や支援の実施、また子育て支援につながる講習の実施など、子育て支援の拠点として親子と地域をつなぐ機能・役割を有していることが特徴です。</p>